

政策調査会の機能と機構について

【基本原則】

- ☆ 政府・与党一元化のもと、政策決定は政府が責任を持って行う。
- ☆ 政策調査会は、政策に関する「国民の声」、党所属議員の英知を集約・収斂し、政府に提言する。
- ☆ 連立与党との政策調整は個別案件はコアメンバー会議、重要案件は政調役員会、また最重要案件は閣僚委員会等で行う。

政策調査会長（政調会長）

- 党所属議員に闊達な政策議論の場を提供するとともに、その英知を結集し政府に提言する。
- 国务大臣として、重要案件について閣議・閣僚委員会等の場で党と政府の最終調整に努める。とくに最重要案件については幹事長もしくは党役員会の判断を踏まえてこれを行う。

政策調査会幹部会（政調幹部会）

- 政調会長、会長代理、筆頭副会長で構成し、党の政策活動の運営方針を定める。

政策調査会役員会（政調役員会）

- 政調会長、会長代理、筆頭副会長、副会長で構成する。
- 党内の政策議論を集約・精査し、取り扱いを判断するとともに、政府への意見・提言を取りまとめる。
- とくに最重要案件についての提言とりまとめにあたっては、党役員会への報告及び確認を踏まえて行う。
- 調査会、PT、WT等の政調所管の会議体の設置・改廃を審査し、また運営・管理、調整を行う。
- 政策関係陳情の取り扱いについて判断する。（窓口は幹事長部局）
- 議員提案による法案等（議員立法、閣法修正、決議等）について、議論の集約、適否の判断・審査、及び政府並びに党役員会・幹事長、国対との調整を行う。
- 重要案件についての連立与党内調整を行う。

拡大政調役員会

- 政策調査会長、会長代理、筆頭副会長、副会長、部門会議座長(党側)で構成する。また、案件によって調査会・PT座長の出席を要請する。
- 部門会議全体の連絡・調整を行う。
- 部門会議で議論された重要案件についての報告を受け、全体討議を行う。

部門会議

- 従前の各省政策会議と党の議員政策研究会を統合した部門会議を、国会の常任委員会毎に設置する。
- 部門会議は党主催の会議体とする。
- 党側座長と、副大臣が共同座長として運営に当たる。
- 政府から提出予定法案、取りまとめ予定政策、またその他の行政情報の説明を受ける。
- 政府側からの説明の聴取に際しては、座長の判断で事務方に説明を求めることができる。
- 党と政務三役の意見交換を踏まえたコンセンサス醸成に努める。
- 構成はゆるやかなメンバーシップ制を取る。
 - ・ 各議員は所属する委員会に対応する部門会議に加え、2つの部門会議に登録できることとする。(合計3つまで)
 - ・ 但し、通常の会議は全議員に案内し出席の制限は行わないことを原則とする。(座長の判断で、登録議員に出席を制限することができる)

コアメンバー会議

- 部門会議座長(共同座長)、その他の政務三役(適宜)、衆参委員会理事(筆頭及び座長に指名された理事)、担当政調副会長、担当副幹事長で構成する。
- 部門会議の運営を担う。
- 政策に関わる政府方針の詳細な説明をもとに、党方針及び国会運営方針との調整を行う。
- 政府側からの説明の聴取に際しては、座長の判断で事務方に説明を求めることができるとする。
- 個別案件についての連立与党内調整を担う。

調査会

- 政調役員会直属とし、恒常的政策課題、中長期的政策課題等を取り扱う。

PT

- 政調役員会直属とし、部門会議を横断する政策テーマを取り扱う。

WT

- 個別課題に対応する作業チームとして、部門会議内に設置することができる。